

平成 25 年 11 月 20 日発行
浅田会計事務所

年末調整のお知らせ

今年も年末調整の時期が迫って参りました。つきましては、12月初旬までに下記の書類をご用意頂き、各担当者までご連絡、もしくはご郵送頂きます様お願い申し上げます。

控除証明書等

- **生命保険料** 控除証明書
 - **個人年金保険** 控除証明書
 - **介護医療保険料** 控除証明書 (H24. 1. 1以降の新規契約分より)
 - **地震(損害)保険料** 控除証明書
 - 小規模企業共済等掛金の支払を証する書類
 - 住宅取得等特別控除申告書 及び 借入金の年末残高等証明書
 - **社会保険料(国民年金保険料)** 控除証明書
 - **国民健康保険料**
 - **後期高齢者医療保険料**
 - **介護保険料**
- } 本年中の支払い額をご連絡ください。
メモ又は、納付書等の写しで結構です。

中途就職者がおられる場合

- 前職分の平成25年分源泉徴収票

変更の有無

- 扶養親族の増減
 - 住所変更
- } 該当する際は、その旨ご連絡ください。
メモで結構です。

昨年電子申告にて合計表を提出している場合は、税務署から送られてくる書類の中に合計表の用紙は入っていないのでご注意ください。



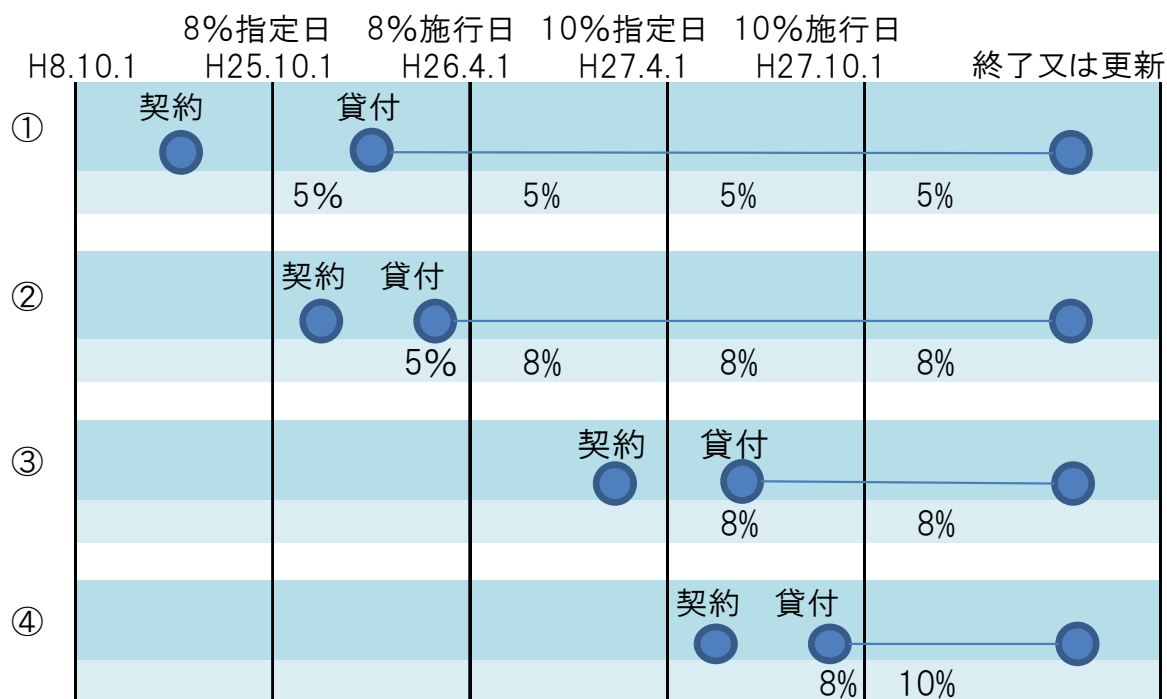
消費税率引き上げによる経過措置

来年4月より消費税率8%への引き上げが決まりましたが、経過措置により来年4月以降でも現行の税率5%が適用される取引があります。資産の貸付けに関して以下の通り経過措置がありますので、対応にご注意ください。

(1) 資産の貸付け（不動産の貸付け等）に係る経過措置

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した貸付け契約に基づき、平成26年4月1日前から引続きその契約に係る資産の貸付けを行っている場合には、平成26年4月1日以後の貸付けについても、旧税率5%が適用されます。10%移行時にも同様の取扱いとなります。

なお、その賃料を変更した場合には、変更した時点で経過措置の適用が停止します。



(2) 経過措置の適用要件

この経過措置の対象となるのは、次の2つの要件を満たす契約による貸付けです。

① 貸付け期間と賃貸料が確定しているもの。

② 事業者が事情の変更その他の理由により賃貸料の変更を求めることができる旨の定めがないもの。

建物等の賃貸借契約については、一般的に「賃料が経済事情の変動、公租公課の増減、近隣の同種物件の賃料との比較等により著しく不相当となったときは、協議のうえ賃料を改定することができる。」といった規定があることが多いと思います。この場合、将来の賃貸料が確定していないという点から、この経過措置の適用はできないこととなります。不動産等の賃貸をされている方は、現賃貸契約書を一度ご確認ください。

自動更新の条項がある場合で、解約申出期限が平成25年10月1日以降到来する場合は、この経過措置の適用はありません。